

イエナカ機器補償は、パソコンやゲーム機等、ご家庭でお使いのデジタル機器が故障・破損した際に、修理や代替品の提供により補償します。

(インターネット回線に接続可能かつ、日本国内の店舗または日本ドメインを有するウェブサイトで購入した機器、遺失物、準遺失物または盗品でない機器等を補償対象とします。)

- 保険契約者：株式会社NTTドコモ（以下、「ドコモ」とする）
- 補償の対象者(被保険者)：保険の対象の所有者
- 引受幹事保険会社：東京海上日動火災保険株式会社
- 引受商品：イエナカ機器補償に関する特約条項等付動産総合保険
- 補償の内容：

smartあんしん補償の加入者（被保険者）またはその者の同居の親族が所有し、かつ占有する次の機器が補償の対象となります。ただし、ドコモに登録している住所の建物内で使用されるものに限りです。

| 対象機器※1・2 (保険の対象) | 補償上限金額※3 (支払保険金制限額) | 主な注意点 |
|---------------------|---|--|
| ①パソコン | 70,000円 (PCデータ復旧に関しては別枠で50,000円まで補償) | デスクトップ型、ノートブック型、コンバーチブル型およびデタッチャブル型のいずれかに該当するパーソナルコンピュータをいいます。 ※2024年10月22日以降にドコモから販売されたASUS Chromebook CM30 Detachableを除きます。 |
| ②タブレット端末 | 40,000円 | 保険契約者（ドコモ）を含む携帯電話通信会社により販売されたものを除きます。 |
| ③テレビ | 70,000円 | 20インチ以上のテレビジョン受像機に該当するものに限りです。ただし、ブラウン管を除きます。 |
| ④ゲーム機 | 30,000円 | Nintendo Switchにおいては、本体購入時に付随していたJoy-Conを含みます |
| ⑤プリンター | | |
| ⑥外付HDD | | |
| ⑦ルーター | | |
| ⑧AIスピーカー | | インターネットへの無線接続が可能であり、人工知能によるアシスタント機能を搭載するものをいいます。 |
| ⑨一部のドコモ販売品 | | ドコモ光ルーター01、ドコモテレビターミナルセットおよびドコモテレビターミナル02に限りです。 |

※1 次のものを除きます。

- ・インターネット回線に接続できない機器
- ・対象機器の付属品
- ・乾電池等の消耗品
- ・データ（PCデータ復旧に係る費用については補償対象となります。）
- ・業務用として作られた機器
- ・事故発生前に対象機器の正規メーカー修理拠点以外での修理、加工または改造（保険の対象がパソコンの場合は、メモリ増設を除きます。）がなされた機器
- ・フロッピーディスク、USB メモリ、CD-R、DVD その他の外部記憶媒体
- ・遺失物、準遺失物または盗品

※2 メーカー純正品・家庭用として作られ、メーカーおよび型番または製造番号が確認できる機器に限りです。また、日本国内の店舗または日本ドメインを有するウェブサイトで購入した機器に限りです。

※3 修繕した保険の対象または代品を、ドコモから被保険者に送付する際に係る送料を含みます。ただし、お客様が事故によって損害を受けた対象の機器を送付するために要する送料については別枠で10,000円を上限金額とします。

保険の対象・補償上限金額

補償の上限回数

補償加入者が個人の方の場合：2回／年
補償加入者が法人その他団体でsmartあんしん補償の契約が1契約の場合：2回／年
補償加入者が法人その他団体でsmartあんしん補償の契約が2契約の場合：1法人その他団体あたり4回／年
補償加入者が法人その他団体でsmartあんしん補償の契約が3契約以上の場合：1法人その他団体あたり6回／年

※ 同一の保険の対象に生じた1回の事故で損害保険金、データ復旧および回収費用保険金のうち、2以上の保険金を支払う場合は、それを合算して1回とみなします。

■ 補償内容のお問い合わせ・事故のご報告

smartあんしん補償センター

受付時間／午前9:00～午後8:00
(年中無休)

ドコモの携帯電話
から（無料）

#8936

※一般電話などからはご利用になれません。

一般電話
などから



0120-189-360

※一部のIP電話からは接続できない場合があります。

| 項目 | 内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|--|----------------------|----------------------------------|---|---|--|-------------|--|--|-------|---|--|--------|---|--|---|---|--|
| 保険金をお支払いする場合・お支払いする保険金 | 不測かつ突発的な次のいずれかの事故によって保険の対象について生じた損害に対して、損害保険金の支払に代えて、保険契約者を通じた保険の対象の修繕または代品の交付※1を行います※2。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"><thead><tr><th>事由</th><th>補償可否</th><th>主な注意点</th></tr></thead><tbody><tr><td>①電氣的または機械的事故 (不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない、電気的作用または機械の稼働に伴って発生した事故)</td><td>○</td><td>事故発生日が保険の対象の購入日から6年以内であることを、保険の対象の新品としての購入を証明するもの(レシート、保証書その他の証憑類をいいます。)または発売日を証明するものにより確認できた場合に限りま。</td></tr><tr><td>②不測かつ突発的な事故</td><td></td><td></td></tr><tr><td>破損・落下</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>水濡れ・落雷</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>上記以外の事故 (主な例 火災・破裂もしくは爆発、風災・雹災・雪災、水災、給排水設備事故等による漏水、放水または溢水、騒擾・労働争議等、建物外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊または盗難等)</td><td>×</td><td></td></tr></tbody></table> | 事由 | 補償可否 | 主な注意点 | ①電氣的または機械的事故 (不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない、電気的作用または機械の稼働に伴って発生した事故) | ○ | 事故発生日が保険の対象の購入日から6年以内であることを、保険の対象の新品としての購入を証明するもの(レシート、保証書その他の証憑類をいいます。)または発売日を証明するものにより確認できた場合に限りま。 | ②不測かつ突発的な事故 | | | 破損・落下 | ○ | | 水濡れ・落雷 | ○ | | 上記以外の事故 (主な例 火災・破裂もしくは爆発、風災・雹災・雪災、水災、給排水設備事故等による漏水、放水または溢水、騒擾・労働争議等、建物外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊または盗難等) | × | |
| | 事由 | 補償可否 | 主な注意点 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①電氣的または機械的事故 (不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない、電気的作用または機械の稼働に伴って発生した事故) | ○ | 事故発生日が保険の対象の購入日から6年以内であることを、保険の対象の新品としての購入を証明するもの(レシート、保証書その他の証憑類をいいます。)または発売日を証明するものにより確認できた場合に限りま。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ②不測かつ突発的な事故 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 破損・落下 | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 水濡れ・落雷 | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 上記以外の事故 (主な例 火災・破裂もしくは爆発、風災・雹災・雪災、水災、給排水設備事故等による漏水、放水または溢水、騒擾・労働争議等、建物外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊または盗難等) | × | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ※1 代品の交付は、保険の対象の修繕に係る費用が補償上限金額または保険の対象の再調達価額のいずれか低い額を上回る場合または保険の対象の損傷を修繕することができない場合に限りま。 ※2 補償期間(保険責任期間中)に事故が発生し、事故発生日から起算して60日以内に補償のご請求が行われた場合に限りま。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| データ復旧(データ復旧費用保険金) | 機器補償が提供される場合において、その事故によって損害を受けた保険の対象のデータを復旧するために必要な費用(復旧されたデータを保存した記憶媒体を補償加入者へ送付するために生じる送料を含みます。)を、データ復旧費用保険金として支払います※1※2。ただし、データ復旧を行わない場合および保険の対象がRAID等複数の記録装置を論理的に結合して用いる機能を備えている場合を除きます。 ※1 データ復旧費用保険金を提供するの、データ復旧の対象となるデータが、次の①および②をいずれも満たす場合に限りま。 ① データ消去装置またはデータ消去ソフトで消去されていないこと。 ② 補償の対象の内部に保存されていること。 ※2 データ復旧費用保険金には、次の①または②のデータを復旧するために必要な費用を含みません。 ① 日本語および英語以外が使用言語となっているデータ ② デジタル放送の録画データ、マイナンバー(個人番号)が記憶されたデータ、権利侵害または法令違反にあたるデータおよび暗号化されたデータ | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 送料(回収費用保険金) | 機器補償が提供される場合において、補償加入者が、その事故によって損害を受けた保険の対象を保険契約者に送付するために要する送料に対して、回収費用保険金を支払います。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補償期間(保険責任期間) | 補償の対象に対して保険会社が保険責任を負う期間(以下「保険責任期間」といいます。)は、smartあんしん補償の加入者ごとに、下表記載のとおりとします。 <table border="1"><thead><tr><th>補償開始日 (保険責任期間の始期)</th><th>補償終了日 (保険責任期間の終期)</th></tr></thead><tbody><tr><td>smartあんしん補償の契約開始日から起算して15日目の午前0時</td><td>smartあんしん補償の契約を終了した時</td></tr></tbody></table> | 補償開始日 (保険責任期間の始期) | 補償終了日 (保険責任期間の終期) | smartあんしん補償の契約開始日から起算して15日目の午前0時 | smartあんしん補償の契約を終了した時 | | | | | | | | | | | | | | |
| 補償開始日 (保険責任期間の始期) | 補償終了日 (保険責任期間の終期) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| smartあんしん補償の契約開始日から起算して15日目の午前0時 | smartあんしん補償の契約を終了した時 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

■ 補償内容のお問い合わせ・事故のご報告

smartあんしん補償センター

受付時間 / 午前9:00～午後8:00
(年中無休)

ドコモの携帯電話
から(無料)

一般電話
などから

#8936

※一般電話などからはご利用になれません。



0120-189-360

※一部のIP電話からは接続できない場合があります。

| 項目 | 内容 |
|-----------------|---|
| 保険金をお支払いしない主な場合 | <p>次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。</p> <ul style="list-style-type: none">●ご契約者、被保険者、保険金受取人またはこれらの法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害●被保険者と世帯を同じくする親族の故意によって生じた損害●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害●水災によって生じた損害●核燃料物質やこれに汚染された物の有害な特性またはこれらの特性による事故によって生じた損害●保険の対象のかしによって生じた損害●保険の対象の自然の消耗もしくは劣化、ボイラスケール、保険の対象の性質による蒸れ、腐敗、変色、変質、さび、かび、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、はがれ、肌落ち、発酵または自然発熱、その他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によってその部分に生じた損害●置き忘れ、紛失によって生じた損害●差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害（消防または避難に必要な処置によって生じた損害を除きます。）●詐欺または横領によって生じた損害●保険の対象に加工を施した場合、加工着手後に生じた損害●保険の対象の修理、清掃、解体、据付、組立点検、検査、試験または調整等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害（火災または破裂・爆発が発生した場合を除きます。）●使用人等の不正行為によって生じた損害●汚れ、擦傷、かき傷、塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって保険の対象の機能に支障をきたさない損害（これらの損害が他の損害と同時に発生した場合を除きます。）●真空管、ブラウン管、電球等その他これらに類似の管球類に生じた損害（保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。）●補償の対象が補償対象住所の建物外にある間に生じた損害●補償の対象の製造者、販売者または運送事業者等（以下「製造者等」といいます。）の保証サービス規定（延長保証サービスを含みます。）により、補償の対象の製造者等が保証を行うべき損害●データのかしに起因して生じた損害●補償の対象の取扱説明書または補償の対象に貼り付けられたラベル等に記載された注意事項に従わないことに起因して生じた損害●修繕の完了日（補償の対象をお客様が受領した日とします。）から起算して90日以内に、その補償の対象について同一箇所に生じた同一の事故による損害●smartあんしん補償の利用停止期間中の事故によって生じた損害●サイバー攻撃に起因する損害。ただし、被保険者が個人（個人事業主を除きます。）の場合を除きます。●smartあんしん補償の契約終了後に通知された事故によって生じた損害 <p style="text-align: right;">等</p> |

■ 補償内容のお問い合わせ・事故のご報告

smartあんしん補償センター

受付時間 / 午前9:00～午後8:00
(年中無休)

ドコモの携帯電話
から（無料）

一般電話
などから

#8936

※一般電話などからはご利用になれません。



0120-189-360

※一部のIP電話からは接続できない場合があります。